

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第3条第2項各号に掲げる施設について、それぞれ音響の強度及びひん度を定めた件の一部改正について

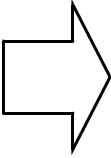
平成18年10月
防衛施設庁施設部防音対策課

1 改正の概要

障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の一部施行に伴い、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）等に規定される身体障害者療護施設等が廃止され、法に規定される障害者支援施設等に移行するため、身体障害療護施設等を引用している当該告示について、所要の改正を行う。

2 改正の内容

下記の施設について、法の施行に伴い施設の移行を行う。

改正前の施設		改正後の施設
・身体障害者療護施設 ・身体障害者授産施設 ・知的障害者更生施設 ・知的障害者授産施設		・障害者支援施設 ・障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設

3 施行期日

平成18年10月1日